

第8節 健康増進と疾病対策

1 健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本21に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質(QOL)の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

- ① おおむた健康づくりフォーラムの実施
- ② その他健康づくりの推進につながる事業等

<実績>

健康増進計画の市民周知及び健康づくりの市民啓発として3月29日に実施。

内容	テーマ等
基調講演	健康づくりはまちづくり～健康づくりは地域づくり～ 講師：くまもと健康支援研究所 代表 松尾 洋
パネルディスカッション	地域健康力アップ推進事業をとおした地域づくりとは
その他	地域健康力アップ推進事業モデル校区の取り組みの紹介 大牟田市食生活改善推進員協議会による試食コーナー 健康チェックコーナー（血管年齢測定・血圧測定）

(2) 大牟田地域健康推進協議会補助事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質(QOL)の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

<実績>

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年度	21	22	23	24	25	
開催期間	9月5日・6日	9月4日・5日	9月3日・4日	9月8日・9日	9月8日・9日	
特別講演 市民大会	講師名	早渕仁美 〔シンポジスト〕 友田弘道・ 松田宏一 外	徳留信寛 早渕仁美 〔シンポジスト〕 大地信彰 外	宮崎千明	昇地三郎	小久保裕紀
	テーマ	「今日の食育・明日の健康」～食事バランスガイド簡単活用術～	食習慣関連がんの予防とコントロール	ワクチンって何？予防接種で防げる病気	世界一元気な106歳児が実践する十大習慣健康法	「一瞬に生きる」

(3) 地域健康力アップ推進事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

健康づくりモデル校区を指定し校区まちづくり協議会や町内公民館連絡協議会等との連携のもと、健康診査の受診勧奨や健康増進企画事業を行い、地域住民の健康づくりに対する意識の向上を図ることを目的とする。

< 実績 >

健康づくりモデル校区の取組みについて

①健康診査普及啓発事業

特定健診、がん検診などの校区内の全世帯への普及啓発と受診勧奨、地域の見守り活動等を実施する。

校区名	団体区分	年度	取組み
駒馬北	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。11月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。8月～9月に配布。
大正	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。12月に配布。校区アンビシャス広場の子どもたちにより受診勧奨。
		25	10月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
大牟田	町内公民館連絡協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	1月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧で啓発。
白川	特定非営利活動法人(NPO)	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	1月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
上内	校区まちづくり協議会	24	チラシの封入・配布とも団体で実施。1月に配布。
		25	チラシの封入・配布とも団体で実施。11月に配布。
明治	町内公民館連絡協議会	25	11月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントで啓発。
みなと	校区運営協議会	25	10月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。
天領	校区まちづくり協議会	25	10月15日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧・イベントによる啓発。
吉野	校区総合まちづくり協議会	25	チラシを団体で封入し、広報おおむたと同時配布。
銀水	校区まちづくり協議会	25	9月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。回覧による啓発。
三池	特定非営利活動法人(NPO)	25	チラシを団体で封入し、12月1日号広報おおむたと同時に配布。イベントによる啓発。
倉永	校区まちづくり協議会	25	8月1日号広報おおむたと同時にチラシ配布。イベントによる啓発。

②集団出前企画事業

校区内で実施する特定健診や集団がん検診の企画と校区内の受診者の取りまとめを行う。

校区名	年度	月日	項目	延べ人数
駒馬北	H24	11月23日	国特・胃・大腸・乳・子宮	127人
	H25	10月12日	国特・協特・胃・大腸	44人
大正	H24	2月10日	胃・大腸・乳・子宮	98人
	H25	12月8日	胃・大腸・乳・子宮	92人
大牟田	H24	3月17日	胃・大腸・乳・子宮	315人
	H25	3月2日	国特・協特・胃・大腸・乳・子宮	201人

白川	H24	3月10日	胃・大腸・乳・子宮	141人
	H25	3月21日	胃・大腸・乳・子宮	107人
上内	H24	未実施		
	H25	1月21日	胃・大腸	44人
明治	H25	1月19日	胃・大腸・乳・子宮	80人
みなと	H25	12月1日	国特・胃・大腸	44人
天領	H25	12月15日	胃・大腸・乳・子宮	99人
吉野	H25	10月14日	胃・大腸・乳・子宮	132人
銀水	H25	2月6日	胃・大腸・子宮	67人
三池	H25	1月29日	胃・大腸・乳	87人
倉永	H25	11月24日	胃・大腸	44人

※平成25年度から必須事業となる。

※国特→国保特定健診、協特→全国保険協会特定健診、胃→胃がん検診、大腸→大腸がん検診、乳→乳がん検診
子宮→子宮がん検診

※延べ人数については、がん検診の延べ人数であり、国保特定健診及び全国保険協会特定健診の受診者数は含まれておりません。

③健康増進企画事業

健康づくりに関係する講演会などの企画と地域住民への案内、参加者の取りまとめを行う。

校区名	年度	月日	内容	参加人数
駿馬北	24	3月2日	地元医師の講話：「がん検診の意義」	約60人
	25	3月1日	地元医師の講話：「脂肪肝について」 測定：血管年齢、骨密度、足型測定	73人
大正	24	1月20日	市保健師の講話 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	約70人 (測定延146人)
	25	10月20日	大運動会での測定会：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	120人
		11月24日	ふれあいウオーキングとぜんざい会	80人
		1月26日	講話：口腔に関する健康講話	60人
大牟田	24	2月10日	地元医師の講話：「がんに関する話」 測定：血圧測定、血管年齢検査、骨密度検査	約60人
	25	11月2日	市管理栄養士による料理教室：「生活習慣病予防」	23人
		2月3日	国立病院機構大牟田病院医師の出前講座： 「心不全について」「ロコモティブシンドロームについて」	32人
白川	24	3月10日	市保健師の講話：「がん検診」認知症予防等 ニュースポーツ体験のイベント	約100人
	25	2月23日	講話：「がんについての話」 測定：血管年齢、血中酸素、骨密度、認知機能、筋量 相談：もの忘れ、介護、栄養、健康、排泄、筋量、消費生活 健康試食会：減塩食	81人
上内	24	2月25・26日 3月8・12・ 18・26・29日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」 町内公民館8か所で実施。	104人
	25	10月1・15・ 22・24・29日	地域包括支援センターの講話：「認知症予防、栄養、包括支援センターについてなど」 歯科衛生士会の講話：「口腔ケア」（町内公民館6か所で実施） 国立病院機構大牟田病院医師による講話：「認知症について」 「肺炎の話」（町内公民館1か所で実施） 測定：骨密度、血管年齢	93人
明治	25	1月26日	地元医師による講話：「生活習慣病について」 測定：血管年齢・体組成計測	43人
みなと	25	11月3日	国立病院機構大牟田病院医師による講話：「認知症について」	20人
		11月25日	市管理栄養士による料理教室：「冬の健康食」	18人

天領	25	11月17日	地元病院理学療法士による講話：「膝のちょっといい話」 測定：身長・体重・体脂肪率・血圧・肺年齢・骨密度・栄養相談	39人
		3月8日	地元医師による講話：「がん予防について」 測定：肺年齢・骨密度・血圧	25人
吉野	25	11月23日	地域包括支援センター職員による講話：「心と体の健康について」 社会福祉協議会職員による講話「みんなでつくろう福祉のまち」	60人
		3月22日	ウォーキングイベント	38人
銀水	25	11月17日	ニュースポーツ大会 測定：血圧・血管年齢・骨密度	90人
		1月17日	地元医師による講話「健康について」 測定：血管年齢・血圧	42人
三池	25	12月6日	講話：「地域包括支援センターとは」 餅つき	30人
		2月12日	測定：血管年齢・血圧・骨密度・健康相談	36人
倉永	25	9月8日	笑いの公演会とサロン交流会 測定：血圧・血管年齢・認知機能	70人

2 食育推進事業

(1) 食育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県1/4 市3/4

< 目的・事業内容 >

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等）及び食生活の支援を行うとともに、22年3月に策定した「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の推進として、「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

< 実績 >

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等		年度					
		21	22	23	24	25	
栄養教育	栄 養 ・ 健康	回数	25	79	54	53	53
	増進 ・ 食育		延人員	913	2,162	1,605	1,468
栄養改善指導	個別指導		747	1,263	983	551	636
	集団指導		1,060	1,139	822	2,213	2,135
	給食施設指導		160	165	182	188	163

※各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

(2) 食育フェア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県1/2 市1/2

< 目的・事業内容 >

食育推進計画の市民啓発と食育推進のために「健やか住みよか食育フェア」を「大牟田みんなの健康展」と同時開催し市民に食を通じた健康福祉の向上を図っている。

< 実 績 >

健やか住みよか食育フェアの実績

年度	22	23	24	25
開催日	9月5日	9月4日	9月9日	9月29日
内容 (コーナー)	食事栄養診断 食の安心・安全 郷土料理 地元農産物の販売 そば打ち 等	食事バランスガイド 食の安心・安全 大牟田オリジナルお 好み焼き 地元農産物の販売等	食事バランスガイド 郷土料理 お好み焼コンテスト 地元農産物の販売 食育カルタ 等	減塩コーナー 郷土料理 オリジナルお好み焼 お茶の入れ方教室 地元農産物の販売等

(3) 食育ボランティア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

食育の推進を図るためには、市民に食に関する正しい情報を共有し、連携や協働を進めていくことが大切である。そのためボランティアの育成・支援の取組として食育ボランティア養成講座を実施。

また食育に関する体験、知識や情報・技能を有し、ボランティア精神を踏まえた社会参加に意欲のある人材や関係団体を登録し、ボランティアとしての人材派遣や食育の取組を行う。

< 実 績 >

食育ボランティア養成講座、食育応援団の実績

		年度		
		23	24	25
項目等				
養成講座	参加者数	23	15	16
食育応援隊	個人登録(年度末数)	-	12	16
	団体登録(年度末数)	-	1	1

3 生活習慣病対策（成人保健事業）

(1) 健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

< 目的・事業内容 >

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
総合	実施回数	13	13	14	15	30
	被指導延人員	902	868	1,079	1,085	1,949
重点	実施回数	47	59	45	49	44
	被指導延人員	206	148	128	186	128
計	実施回数	60	72	59	64	74
	被指導延人員	1,108	1,016	1,207	1,271	2,077

※健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

(2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

<目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
集団	実施回数	61	63	60	66	77
	被指導延人員	1,131	1,125	1,328	1,368	2112
(再掲) メタボ相談	実施回数	47	49	45	44	44
	被指導延人員	206	125	128	186	128

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

※平成20年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成19年度よりメタボ予防相談を開始した。

(3)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

<目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
指導実人員		320	890	845	1,051	391
指導延人員		334	892	845	1,056	395

※平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

※平成20年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。
 ※平成21年度より女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者（40歳・60歳）を対象に受診勧奨を行った。

がん検診精密検査未受診者訪問実績

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
精密検査未受診者対象人員	180	138	110	173	214
精密検査済み人員	81	76	64	88	80
精密検査未受診人員	82	53	40	79	122
不明人員	17	9	6	6	12

*訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3 (一部は市10/10)

<目的・事業内容>

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上子宮がん検診は20歳以上の女性の市民を対象に実施している。

<実績>

区分	受診者数					要指導・医療・精検者数					
	年度	21	22	23	24	25	21	22	23	24	25
生保等健康診査		34	7	4	6	3	34	6	4	6	3
子宮がん検診		3,139 (896)	2,891 (942)	3,068 (875)	3,084 (827)	2,941 (631)	43(7)	51(5)	60(1)	59(6)	41(3)
胃がん検診		526	525	600	828	918	41(2)	39(1)	54(0)	73(1)	80(3)
乳がん検診		1,966 (1,047)	1,589 (1,025)	2,095 (1,097)	2,007 (990)	1,895 (743)	224(8)	162(10)	214(7)	203(10)	170(7)
大腸がん検診		2,191	2,250	3,345 (1,109)	3,760 (884)	3,576 (705)	216(14)	172(6)	284(10)	374(18)	330(15)
肺がん検診		569	596	589	580	529	40(1)	43(0)	37(0)	25(0)	27(0)
前立腺がん検診		74	56	29	100	79	3(0)	9(0)	7(0)	27(0)	30(0)

※受診者数内の()内(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)は、無料クーポン券の利用者数。

※要指導・医療・精検者数内の()内は、がん患者発見数。

※20年度より「基本健康診査」を廃止し、「生活保護受給者等を対象とした健康診査(生保等健康診査)及び保健指導」を開始した。

※21年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。

※23年度より働く世代のがん検診として大腸がん検診についても無料クーポン券事業を開始。

(5) がん検診・特定健康診査受診勧奨事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

< 目的・事業内容 >

がん検診や国保特定健康診査について、未受診者宅への戸別訪問や様々な機会を捉えての健康診査の普及・啓発の取組みを行い、健康診査の受診率向上を図ることによって生活習慣病対策を進める。

< 実績 >

年度	23	24	25
戸別訪問件数	3,877	3,428	2,032
啓発用チラシ配布箇所 (チラシ配布枚数)	32 (2,081)	27 (5,322)	7 (231)

4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

< 実績 >

年度	21	22	23	24	25
区分					
みんなの健康展〈歯と歯ぐきの健康教室〉延人数	668	647	771	731	627

※「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

< 実績 >

年度	21	22	23	24	25
区分					
歯の衛生週間行事による健診者	647	551	504	585	578

5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ① 市内に住所を有する者
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）に基づき、平成27年1月1日より施行により、生活保護法により医療保険に加入していない者も該当する）

<実績>

番号	疾患名	受給者数	番号	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	29	33	特発性大腿骨頭壊死症	25
2	多発性硬化症	15	34	混合性結合組織病	8
3	重症筋無力症	26	35	原発性免疫不全症候群	1
4	全身性エリテマトーデス	60	36	特発性間質性肺炎	6
5	スモン	4	37	網膜色素変性症	35
6	再生不良性貧血	14	38	プリオン病	-
7	サルコイドーシス	9	39	原発性肺高血圧症	-
8	筋萎縮性側索硬化症	9	40	神経線維腫症	1
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	58	41	亜急性硬化性全脳炎	-
10	特発性血小板減少性紫斑病	26	42	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群	-
11	結節性動脈周囲炎	9	43	特発性慢性肺血栓塞栓症 (肺高血圧型)	1
12	潰瘍性大腸炎	146	44	ライソゾーム病 (ファブリー病[Fabry]病含む)	2
13	大動脈炎症候群	10	45	副腎白質ジストロフィー	-
14	ビュルガー病	9	46	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	-
15	天疱瘡	5	47	脊髄性筋萎縮症	-
16	脊髄小脳変性症	36	48	球脊髄性筋萎縮症	-
17	クローン病	56	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	50	肥大型心筋症	-
19	悪性関節リウマチ	8	51	拘束型心筋症	-
20	パーキンソン病	176	52	ミトコンドリア病	3
21	アミロイドーシス	7	53	リンパ脈管筋腫症 (LAM)	-
22	後縦靭帯骨化症	79	54	重症多形滲出性赤斑 (急性期)	-

23	ハンチントン病	1	55	黄色靱帯骨化症	3
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	14	56	間脳下垂体機能障害	-
25	ウェゲナー肉芽腫症	2		1. PRL 分泌異常症	1
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	13		2. コルチゾロン分泌異常症	1
27	シャイ・ドレーガー症候群	16		3. ADH 分泌異常症	-
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	-		4. 下垂体性 TSH 分泌異常症	-
29	膿疱性乾癬	-		5. クッシング病	-
30	広範脊柱管狭窄症	5		6. 先端巨大症	8
31	原発性胆汁性肝硬変	17		7. 下垂体機能低下症	11
32	重症急性膵炎	-			

6 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

< 目的・事業内容 >

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の治療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

< 対象疾患 >

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

< 対象患者 >

- ① 市内に住所（住民票）を有するもの
- ② 医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること
- ③ B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者
- ④ B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者

< 助成期間・回数 >

① インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から一年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヶ月、36週は10ヶ月、48週は1年）となり更新は認めない。

ただし、助成期間の延長に係る取扱いにある条件を満たす場合は延長ができる（副作用等、72週投与、シメプレビルを含む3剤併用療法【48週投与】）。

一定の基準をみたしたものは、2回目の制度利用ができる。

② 核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

<申請・交付>

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を経由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めるときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

<実績>

(単位：件)

年度 区分	21	22	23	24	25
申請者数	59	134	136	150	141
承認	57	134	136	150	141
不承認	0	0	0	0	0
取り下げ	2	0	0	0	0

※平成20年4月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。

平成22年4月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。

平成23年2月よりテラプレビルを含む3剤併用療法の開始。

7 結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市10/10
			接触者健康診断	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び接触者の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

<実績>

(単位：人)

区 分	年度	定期健康診断	接触者健康診断	計
	BCG接種	21	-	-
	22	924	0	924
	23	822	0	822
	24	769	0	769
	25	781	0	781
レントゲン 間接撮影	21	4,581	0	4,581
	22	4,122	0	4,122
	23	4,259	0	4,259
	24	4,340	0	4,340
	25	4,098	0	4,098
レントゲン 直接撮影	21	7,040	201	7,241
	22	7,144	183	7,327

	23	7,085	165	7,250
	24	7,606	144	7,750
	25	7,609	267	7,876

※平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2)健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

<実績>

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
健康相談	229	215	194	216	315
家庭訪問指導	375	619	439	368	657

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
		負担割合	37条の2(結核患者)	国1/2 市1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37条(入院患者)	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請(法第37条及び法第37条の2)を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

<実績>

区分		入院患者 (37条)	結核患者 (37条の2)	計
延医療給付件数 (件)	21	61	233	294
	22	82	314	396
	23	74	361	435
	24	31	229	260
	25	53	270	323
医療費負担金 (千円)	21	14,075	1,049	15,124
	22	6,694	921	7,615
	23	13,228	697	13,925
	24	2,759	333	3,092
	25	9,242	424	9,666

(4) 新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

< 目的・事業内容 >

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

< 実績 >

年度	新登録結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
21	33	25.9	0	0	1	0	0	3	8	21
22	37	29.4	0	0	0	2	1	2	3	29
23	25	20.0	0	0	0	0	1	1	2	21
24	17	13.7	0	0	0	0	1	0	4	12
25	32	26.1	0	0	2	0	3	1	2	24

8 感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおひたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

< 実績 >

(単位：件)

区分	年度	21	22	23	24	25
	一類感染症	ペスト	-	-	-	-
	エボラ出血熱	-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	-	-
	マールブルグ病	-	-	-	-	-
	ラッサ熱	-	-	-	-	-
二類感染症	ポリオ	-	-	-	-	-
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	SARS	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ H5N1	-	-	-	-	-

三 類 感 染 症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢	-	1	-	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	4	1	2	2	1
	腸チフス	-	-	-	-	-
	パラチフス	-	-	-	-	-
	合 計	4	2	2	2	1

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

H I V抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、H I Vや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりH I V感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、H I V即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分までの時間に実施している。

< 実 績 >

(単位:件)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
抗体検査	152	126	155	141	184
相談	52	51	56	59	77

※12月1日の世界エイズデーに賛同し、第14回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

- ・市内の高校8校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等23か所に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12月2日J R大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。同日、保健所でH I V夜間検査を実施した。

※6月の第1週に定められたH I V検査普及週間には、市内の娯楽施設7か所へポスターの掲示、エイズ啓発セットの設置及び保健所で実施しているH I V検査の周知を行った。また、6月4日に保健所でH I V夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。

H I V抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

< 実 績 >

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
被検査者	10	10	14	18	34

内 訳	男	6	4	3	11	21
	女	4	6	11	7	13

(4) 肝炎ウイルス検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
	肝炎対策の推進に関する基本的な指針		
申請窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝がん等を予防することを目的とする。

< 対象者 >

本市に居住する 20 歳以上の検査を希望する者で、やむを得ない事情により他制度での肝炎ウイルス検査を受診できなかった者。

※医療保険各法その他法令に基づく保健事業等において肝炎ウイルス検査を受けた者及び現在又は過去に当該肝炎との診断で医療を受けている（受けていた）者は除く。

< 実 績 >

	年度	21	22	23	24	25
区別						
	受検者数	1,270	1,191	1,451	969	880

(5) 風しん抗体検査事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
	風しんに関する特定感染症予防指針		
申請窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

先天性風しん症候群の発生を効果的に防ぐために、妊娠を希望する者、及び妊婦の夫（パートナーを含む。）を対象とし、感染予防に十分な抗体を持たないものを把握するための抗体検査を行い、併せてワクチンの有効活用を図る。

< 対象者 >

- ① 妊娠を希望する者（妊婦を除く）
- ② 妊婦で妊婦健康検診の結果、風しん抗体が十分でないとされた夫（パートナーを含む。）

※風しん抗体が十分でないとは、H I 法で 16 倍以下、E I A 法で 8.0 未満
20 歳未満で未婚の受検者は、保護者の同意書（任意の様式）が必要

< 実 績 >

	年度	25
区分		
	受検者数	112
	低抗体価数	20

9 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

< 実 績 >

(単位：人)

年度		21	22	23	24	25
区分						
	急性灰白髄炎（生ポリオ）	1,642	1,790	1,727	636	-
	急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	-	-	-	2,546	1,175
四種混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	-	-	-	743	2,754
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,638	3,692	3,569	2,926	1,002
二種混合	ジフテリア 破傷風	606	601	658	592	582
	麻しん風しん	3,275	3,215	3,170	3,214	1,628
	風しん	-	-	-	-	-
	麻しん（はしか）	-	-	-	-	-
	日本脳炎	1,475	2,601	3,513	3,368	2,885
	BCG	921	928	822	769	781
	インフルエンザ	19,364	22,536	21,704	21,635	22,203
	子宮頸がん予防ワクチン	-	708	3,903	1,846	214
	ヒブワクチン	-	825	3,501	3,429	3,614
	小児用肺炎球菌	-	850	4,161	3,578	3,627
	合 計	30,921	37,746	46,728	45,282	40,465

※平成20年4月1日の予防接種法改正に伴い、平成20年度から5年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第3期対象者（中学1年生に相当する年齢の者）、第4期対象者（高校3年生に相当する年齢の者）が新たに追加された。

※平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正に伴い、麻しん風しん及び日本脳炎の予防接種の対象者が拡大された。23年度に限り、麻しん風しんの予防接種の第4期の対象者である高校3年生相当の年齢の者に高校2年生相当の年齢の者が追加。また、日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者（平成7年6月1日～平成19年4月1日生）に対して、20歳未満の間、定期接種ができるよう追加。

※平成23年2月1日より、大牟田市ワクチン接種緊急促進事業が実施され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌（任意接種）助成対象となった。

※平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正により、日本脳炎の接種可能年齢が平成7年6月1日から平成19年4月1日までの者は、20歳未満まで拡大された。

※平成24年9月1日の予防接種実施規則の一部改正により、急性灰白髄炎（ポリオ）は、生ワクチンより、定期予防接種における不活化ワクチンが導入された。

※平成24年11月1日の予防接種実施規則の一部改正により、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風急性灰白髄炎（不活化ポリオ）ワクチンが導入された。

※平成25年4月1日より、予防接種法が改正され、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌の予防接種が定期接種となった。

※平成25年6月14日より子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の積極的な接種勧奨の差し控えが勧告された。(厚生労働省健康局長通知)

10 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	—

< 目的・事業内容 >

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者(被認定者)について、その認定に係る指定疾病がなくなっていると認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

< 実績 >

① 被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
				計	死亡	治癒等	転出
21		963	19	2,182	1,661	502	19
22		919	19	2,226	1,700	507	19
23		866	19	2,279	1,749	511	19
24		825	19	2,320	1,785	516	19
25		776	20	2,370	1,829	522	19

※法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
21		33	245	151	44	50
22		33	245	151	44	50
23		31	247	153	44	50
24		30	248	154	44	50
25		27	251	157	44	50

※条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

② 認定疾病別の人数(死亡・治癒・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
21		963	368	595	410	125	285	552	242	310	0	0	0	1	1	0
22		919	349	570	382	114	268	536	234	302	0	0	0	1	1	0
23		866	326	540	344	96	248	521	229	292	0	0	0	1	1	0

24	825	308	517	314	83	231	510	224	286	0	0	0	1	1	0
25	776	287	489	284	69	215	491	217	274	0	0	0	1	1	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
21	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
22	33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
23	31	9	22	11	2	9	20	7	13	0	0	0	0	0	0
24	30	9	21	11	2	9	19	7	12	0	0	0	0	0	0
25	27	8	19	10	2	8	17	6	11	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」の内、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

< 目的・事業内容 >

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

< 実績 >

法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
21	554,509	206,440	37,505	9,208	243,006	-
22	542,494	192,972	60,434	11,468	230,224	-
23	523,027	182,940	68,045	13,308	215,735	-
24	487,127	157,293	33,395	13,998	201,175	-
25	465,211	153,859	65,862	13,495	190,426	-

②条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
21	27,795	20,406	0	0	9,052
22	26,681	18,930	0	0	8,044
23	27,291	18,826	0	1,242	8,253
24	23,187	18,435	5,465	776	7,530
25	21,352	15,359	0	0	6,947

(3) 療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

< 目的・事業内容 >

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
21	492,035	114,353	2,442	188
22	508,878	115,645	3,709	203
23	478,010	111,935	2,460	138
24	426,898	108,551	3,119	115
25	409,675	104,701	2,033	296

②条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
21	22,693	4,591	0	0
22	17,732	4,571	0	0
23	22,833	4,767	0	0
24	15,540	4,739	0	0
25	14,067	4,736	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

①法関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
21		42	250 (実数) 2,652 (延数)	453	1	0	280 (季節性) 307 (新型)
22		22	198 (実数) 2,296 (延数)	410	1	0	176 (季節性) 124 (新型)
23		19	27 (実数) 238 (延数)	408	1	0	293
24		15	123 (実数) 1,223 (延数)	389	1	0	284
25		17	94 (実数) 1,278 (延数)	421	1	0	270

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)。

※21年度、22年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

②条例関係分

年度	区分	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
		ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問 件数	所有 台数	支給 台数	助成件数
21		1	8 (実数) 121 (延数)	9	1	0	12 (季節性) 7 (新型)
22		1	8 (実数) 128 (延数)	14	1	0	9 (季節性) 1 (新型)
23		0	0	16	1	0	7
24		0	3 (実数) 49 (延数)	14	1	0	6
25		0	3 (実数) 56 (延数)	15	1	0	7

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正（昭和63年3月1日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

<実 績>

①健康相談事業

年度	名 称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
21	ぜん息予防教室	8	201 (9)	0	0
22	ぜん息予防教室	7	94 (2)	0	0
23	ぜん息予防教室	7	95 (7)	0	0
24	ぜん息予防教室	8	113 (3)	0	0
25	ぜん息予防教室	7	102 (4)	0	0

※21年度の実施回数のうち1回は、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を、機能訓練事業（水泳訓練教室）の開級式での講演会を兼ねて実施したもの。

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数（アレルギー素 因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 (延)
21	12	3,539	782	398	70
22	12	3,566	813	452	34
23	12	3,725	755	406	36
24	12	4,350	672	454	46
25	12	4,403	796	455	50

※16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
21	15 (A日程) 23 (B日程)	63 (A日程) 100 (B日程)	A日程・B日程 とも5日間
22	-	-	-
23	14 (A日程) 6 (B日程)	58 (A日程) 26 (B日程)	A日程・B日程 とも5日間
24	17 (A日程) 9 (B日程)	78 (A日程) 40 (B日程)	A日程・B日程 とも5日間
25	7 (A日程) 10 (B日程)	30 (A日程) 49 (B日程)	A日程・B日程 とも5日間

※21年度、23年度以降はA日程・B日程各5日間を2回（延10日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

※22年度の水泳訓練教室は中止した。